

【課税標準の特例を受ける償却資産】

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例により固定資産税が軽減されます。対象資産をお持ちの方は種類別明細書の摘要欄に根拠規定を記入するとともに添付書類を提出してください。

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】

根拠規定		特例対象資産	関係法令	特例率	添付書類
条	項 号				
法第 349 条の 3 第 2 項		ガス事業用資産	ガス事業法第 2 条 第 6 項及び第 5 項 施行令第 52 条の 2	最初の 5 年間 1/3	
				その後の 5 年間 2/3	
法 附 則 第 15 条	第 2 項 第 1 号	汚水又は廃液の 処理施設	水質汚濁防止法第 2 条第 2 項又は第 3 項	1/2	特定施設設置 (使用、変更) 届出書の写し
	第 2 項 第 2 号	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第 8 条第 1 項	1/2	一般廃棄物処理施設設置 許可申請書の写し
	第 2 項 第 3 号	一般廃棄物の最 終処分場		2/3	
	第 2 項 第 4 号イ	産業廃棄物処理 施設	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第 15 条第 1 項	1/2	産業廃棄物処理施設設置 許可申請書及び許可書の 写し 環境大臣の認定を受けて いる場合はそれが分かる 書類の写し
	第 2 項 第 4 号ロ			1/3	
	第 2 項 第 5 号	下水道除害施設	下水道法第 12 条第 1 項又は第 12 条の 11 第 1 項	3/4	除害施設新設等届出書の 写し
	第 27 項 第 1 号イ	太陽光発電設備 (千 kw 未満)	電気事業者による再 生可能エネルギー電 気の調達に関する特 別措置法	2/3	再生可能エネルギー事業 者支援事業補助金交付決 定通知書の写し
第 27 項 第 2 号イ	太陽光発電設備 (千 kw 以上)	3/4			
法附則第 64 条		中小事業者等が 先端設備等導入 計画の認定後に 導入計画に基づ き取得した機械 及び装置、工具、 器具及び備品、 建物附属設備、 並びに構築物	中小企業等経営強化 法第 53 条第 2 項及 び第 2 条第 14 項	零 (0)	先端設備等導入計画の申 請書及び認定書の写し 工業会等による仕様等証 明書の写し ※リース会社が申告する 場合は「リース契約書の写 し」と、「公益社団法人リ ース事業協会が確認した 固定資産税軽減額計算書 の写し」が必要です。

(注)「法」・・・地方税法

先端設備等に関する課税標準の特例の詳細は下記のとおりです。

特 例 対 象 設 備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ・機械及び装置(160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ・器具備品(30万円以上/6年以内) ・建物附属設備(60万円以上/14年以内) ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く。 ・構築物(120万円以上/14年以内) ・事業用家屋(家屋の取得価格が120万円以上かつ取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの)
そ の 他 要 件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産でないこと。
取 得 時 期	平成30年6月6日から令和5年3月31日まで ※構築物と事業用家屋は令和2年4月30日から令和5年3月31日まで。
特 例 期 間 特 例 率	課税標準額を3年間、ゼロとします。
添 付 書 類	①先端設備等導入計画の申請書の写し ②先端設備等導入計画の認定書の写し ③工業会等による仕様等証明書の写し ※リース会社が申告する場合は「リース契約書の写し」と、「公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し」が必要です。